

特定行為に係る看護師の 研修制度に関する取組状況

三重県医療保健部
医療人材課

看護師の特定行為研修とは①

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の医療を支えるために「保健師助産師看護師法」を一部改正。平成27年10月1日から手順書※により特定行為を行う看護師に対して「特定行為研修」の受講が義務付けられた。

研修を実施する機関

厚生労働大臣が指定する研修機関

研修の内容

全てに共通して学ぶ「共通科目」と、特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれている。講義・演習（eラーニングを含む）、実習によって行われる。

共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

共通科目の合計時間数：250 時間

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	30
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	40
医療安全学／特定行為実践	45
合 計	250

+

区分別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

区分ごとに設定された時間数：5～34 時間

特定行為区分	時間数
(例)	
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	9
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	8
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5

上記の時間数に加えて、区分に含まれる行為ごとに5～10症例の実習が必要となる。

※手順書：医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成するもので、「看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲」「診療の補助の内容」等が定められている。 2

看護師の特定行為研修とは②

研修を受けると、このようになります

タイムリーなケアの提供が可能に！

研修受講前



医師

Aさんを診察後、
脱水症状があれば連絡するよう
看護師に指示



看護師

Aさんを観察し、
脱水の可能性を
疑う



看護師

医師にAさんの
状態を報告



医師

医師から看護師
に点滴を実施す
るよう指示



看護師

点滴を実施



看護師

医師に結果を報告

研修受講後



医師

Aさんを診察後、手順書により脱水症状があれば点滴を実施するように看護師に指示



看護師

Aさんを観察し、
脱水の可能性を
疑う

手順書に示された
病状の範囲内

手順書によりタイムリーに
点滴を実施

医師に
結果を報告

病状の範囲外

医師に報告

特定行為及び特定行為区分(38行為21区分)

特定行為区分	特定行為	特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	創傷管理関連	褥(じよく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 桡骨動脈ラインの確保
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	人工呼吸器からの離脱	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正
循環器関連	気管カニューレの交換	感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
	一時的ペースメーカーの操作及び管理	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
	一時的ペースメーカーリードの抜去	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
心臓ドレーン管理関連	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整		持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
胸腔ドレーン管理関連	心臓ドレーンの抜去		持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更		持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	胸腔ドレーンの抜去	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)		抗けいれん剤の臨時的投与
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換		抗精神病薬の臨時的投与
	膀胱ろうカテーテルの交換	皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗不安薬の臨時的投与
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去		抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入		

※平成31年度以降、領域別パッケージ研修が導入された

①在宅・慢性期領域、②外科術後病棟管理領域、③術中麻酔管理領域、④救急領域、⑤外科系基本領域、⑥集中治療領域

【出典】厚生労働省医政局看護課 看護サービス推進室

【出典】厚生労働省令第33号(平成27年3月13日)

領域別パッケージ研修 一覽

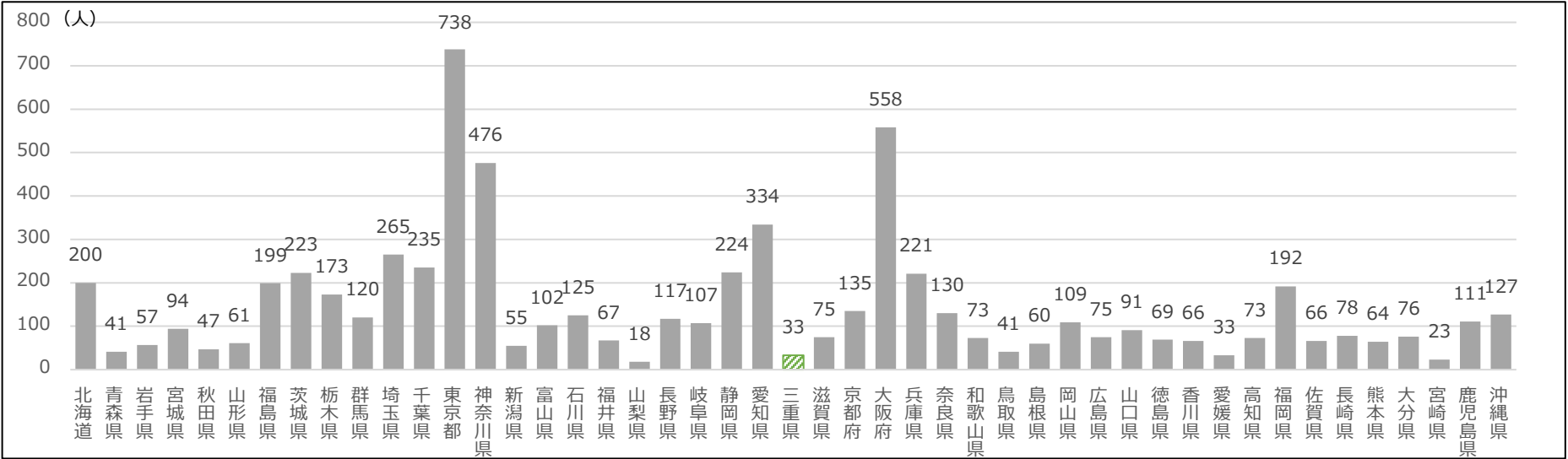
特定行為区分	特定行為	区分単位 【時間】	領域別パッケージ【時間】					
			在宅	外科術後	麻酔	救急	外科基本	集中治療
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	9		9	9	9		9
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	29		17	17	29		23
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更							
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整							
	人工呼吸器から離脱							
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	8	8	8				
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理	20						8
	一時的ペースメーカーリードの抜去							
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理							
	大動脈内バルーンポンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整							
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去	8						
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引の吸引圧の設定及び設定の変更	13		13				
	胸腔ドレーンの抜去							
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）	8		8				
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換	22	16					
	膀胱カテーテルの交換							
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	7		7			7	7
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	8		8				
創傷管理関連	褥（じよく）瘡（そう）又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法	34	26				26	
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	5		5			5	
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	13		9	13	13	9	
	橈骨動脈ラインの確保							9
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理	11						
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	16		11				
	脱水症状に対する輸液による補正		11		11	11	11	
感染に係る薬剤投与関連	感染兆候がある者に対する薬剤の臨時の投与	29					29	
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整	16						
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	8		8	8		8	
	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	28		16				20
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整							
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整							
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整				12			
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整							
精神及び神経症状にかかる薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与	26				14		
	抗精神病薬の臨時の投与							
	抗不安薬の臨時の投与							
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整	17						
区分別科目合計時間数		335	61	119	70	76	95	76
合計時間数（共通科目＋区分別科目）【時間】		585時間 ＋各5症例	311時間 ＋各5症例	369時間 ＋各5症例	320時間 ＋各5症例	326時間 ＋各5症例	345時間 ＋各5症例	326時間 ＋各5症例
合計行為数		38	4	15	8	9	7	10

※区分別科目の時間数に実習時間は含めず、経験すべき実習の症例数は、行為の難度に応じて5例又は10例程

特定行為研修修了者数

令和 4 年末において特定行為研修修了者の就業者数は33人。
年齢階級別では40歳代、就業場所別では病院における就業者数が最も多い。

修了者総数 三重県 33人 / 全国 6,657人



年齢階級別(実人員)

30歳未満	0	(人)
30～39歳	11	
40～49歳	13	
50～59歳	7	
60歳以上	2	

就業場所別(実人員)

病院	28	(人)
診療所	2	
訪問看護ステーション	2	
介護保険施設等	1	

三重県における特定行為の必要性はどのようなか。

現 状

在宅医療における 質の高い効果的な ケアの実施の推進

- 全国的に85歳以上の人口は、2040年に向けて、引き続き増加し、医療と介護の複合ニーズを持つ者が一層多くなることが見込まれている。
- 三重県において、訪問診療や訪問看護の件数は、2040年に向けて増加する見込み。

感染症拡大時にも 高度急性期に対応 できる看護師確保

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に、人工呼吸器やECMO等の集中治療を要する重症患者に対応するために、高度な知識と技術を身につけた看護師の確保が求められた。

医師の働き方改革 の推進

- 令和6年4月から医師に時間外労働の上限規制が適用されることとなった。経過措置として暫定的な特例水準の解消期限は2035年とされている。
- 三重県の人口10万人あたりの医師数（全国34位）も看護師数（全国32位）も地域によっては全国平均を下回っている。

生産年齢人口の減少の中、医師や看護師等の確保に一層注力していく必要がある。

また、医師や看護師は充足しているとはいえず、それぞれ自らの能力や専門性を最大限に発揮し、対等な立場で情報交換等を行いながら、質の高い医療を提供していくことが求められる。

医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備等について

医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備等について（抜粋）

（医政看発0331第6号 令和5年3月31日 医政局看護課長通知）

1 第8次医療計画に記載する事項

- 地域の実情に応じた指定研修機関や協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた具体的な計画
- 特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数の目標

2 計画の策定に当たっての留意事項

（1）特定行為研修制度等の普及状況の把握

研修体制を整備するにあたって、地域における特定行為集計データや指定研修機関数等の国が提供するデータ、

（2）課題の抽出

「（1）特定行為研修制度等の普及状況の把握」で収集研修体制の整備における課題や特定行為研修修了者その

（3）数値目標

研修体制の整備（指定研修機関数や協力施設数の目標のについて、「（2）課題の抽出」で明確となった課題に対して、指定研修機関数や協力施設数、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数について、地域の実情に応じた数値目標並びに目標達成に要する期間を設定すること。

（4）施策

目標の達成には、課題に応じた施策及び事業を実施することが重要である。「（2）課題の抽出」に対応するよう、「（3）数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策及び事業等を立案すること。なお、目標を達成するための施策として、国が実施する事業も積極的に活用すること。

（5）評価

計画の実効性を高めるためには、計画の進捗について評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。このため、あらかじめ評価を行う体制を整え、計画の評価を行う組織や時期を明確にすること。

第8次三重県医療計画

・ 計画期間：令和6年4月～令和12年3月

・ 目標

（第4章・第1節：医療従事者の確保と資質の向上 抜粋）

- 特定行為研修修了者の就業者数160人以上
- 指定研修機関数4施設以上

目的

県内で特定行為研修を受けられる体制を整え、**特定行為研修修了者を確保**する。

内容

説明会&相談会①

日時：令和6年7月30日（火）13：30～
場所：県総合文化センター及びZoomウェビナー
内容：特定行為研修制度の概要
受講支援制度
特定行為研修修了者の活動実践
永井病院
一里山・今井病院
伊勢赤十字病院
相談ブースの設置

申込者数
99名

説明会&相談会②

日時：令和6年10月3日（木）13：30～
場所：県庁講堂及びZoomウェビナー
内容：指定研修機関・協力施設の
手続き方法、特定行為研修制度の概要
受講支援制度
県内指定研修機関からのPR
三重大学医学部附属病院
永井病院
相談ブースの設置

申込者数
91名

実態調査

時期：令和6年8～9月
対象：医療機関、訪問看護事業所、
介護老人保健施設 等

内容：特定行為の二一ズ
指定研修機関等の申請意向
行政に求める支援 等

対象経費

- ・ 特定行為研修や感染管理認定看護師教育課程の受講に要する経費
(病院等が特定行為研修機関や感染管理認定看護師教育機関に支出するもの、
又は病院等が派遣看護職員に対して受講に要する経費相当額として支出するもの)

補助金額

- ・ 派遣看護職員 1 人あたり最大 **50万円**
(基準額 100万円、補助率 2 分の 1)

対象施設

- ・ 県内の病院等

申請期限

- ・ 令和 7 年 1 月 10 日

(参考) 過去の補助実績

	特定行為研修	感染管理認定 看護師
R 2	2 施設	—
R 3	0 施設	2 施設
R 4	5 施設 (6 人分)	9 施設
R 5	7 施設 (11 人分)	9 施設 (9 人分)

その他

- ・ 令和 2 年度から特定行為研修、
令和 3 年度から感染管理認定看護師教育課程の
受講に要する経費に係る補助制度を創設

令和 6 年度の申請方法については、
令和 6 年 10 月頃に医療機関等に案内するほか、県ホームページにも掲載。
https://www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/HP/84303023357_00001.htm

三重県内の指定研修機関一覧①（令和7年1月31日時点）

■ 三重大学医学部附属病院（令和2年度～）

コース ※…選択可	区分別科目	募集定員
外科系領域※	・ 胸腔ドレーン管理関連	3
	・ 腹腔ドレーン管理関連	3
	・ 栄養に係るカテーテル（中心静脈カテーテル管理）関連	3
領域別パッケージ （救急領域）	・ 呼吸器（気道確保に係るもの）関連 ・ 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 ・ 動脈血液ガス分析関連 ・ 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 ・ 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	3
感染管理領域 ※認定看護師A課程修了者向け	・ 栄養及び水分に係る薬剤投与関連 ・ 感染に係る薬剤投与関連	3
領域別パッケージ （術中麻酔管理領域）	・ 呼吸器（気道確保に係るもの）関連 ・ 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 ・ 動脈血液ガス分析関連 ・ 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 ・ 術後疼痛管理関連 ・ 循環動態に係る薬剤投与関連	3

■ 三重大学医学部附属病院（令和4年度～）

感染管理認定看護師（B課程）に係る特定行為研修部分

コース	区分別科目	募集定員
感染管理領域	・ 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 ・ 感染に係る薬剤投与関連	20

三重県内の指定研修機関一覧②（令和7年1月31日時点）

■ 永井病院（令和5年度～）

コース	区分別科目	募集定員
外科基本コース	・呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 ・栄養に係るカテーテル（中心静脈カテーテル管理）関連 ・動脈血液ガス分析関連 ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 ・循環動態に係る薬剤投与関連	5
在宅・慢性期領域パッケージ	・呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連 ・ろう孔管理関連 ・創傷管理関連 ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	1
術後麻酔領域パッケージ	・呼吸器（気道確保に係るもの）関連 ・呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 ・動脈血液ガス分析関連 ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 ・術後疼痛管理関連	5
選択制区分別科目	・腹腔ドレーン管理関連	8
	・栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	8

■ 三重県厚生農業協同組合連合会（令和6年度～）

コース	区分別科目	募集定員
選択制区分別科目	・呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 ・栄養に係るカテーテル（中心静脈カテーテル管理）関連 ・栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連 ・動脈血液ガス分析関連 ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	4

調査目的

「特定行為に係る看護師の研修制度」の認知状況や課題のほか求める支援について明らかにすることで、三重県における特定行為の普及促進に向けた今後の方向性を検討するために実施

調査基準日

令和6年4月1日現在

調査対象

三重県内の病院、診療所、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護医療院

調査方法

郵送又はインターネットでの回答

調査期間

令和6年8月上旬～同年9月13日

回収率

66.9%（1,196/1,788施設）

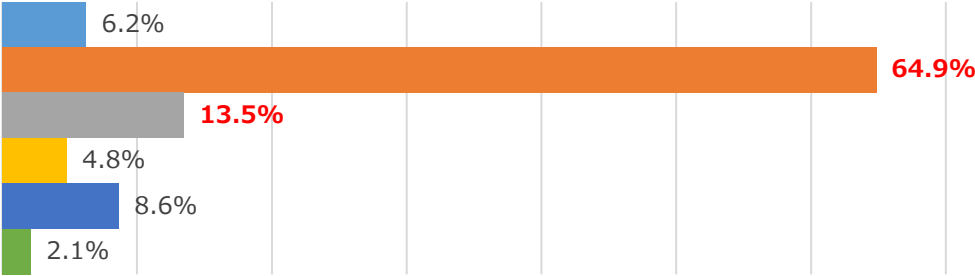
令和6年度実態調査結果（基本情報）

三重県

◆施設種別

N=1196施設

項目	回答数	%
病院	74	6.2%
診療所	776	64.9%
訪問看護ステーション	161	13.5%
介護老人保健施設	57	4.8%
その他	103	8.6%
無回答・無効回答	25	2.1%
総計	1,196	



◆施設所在市町名

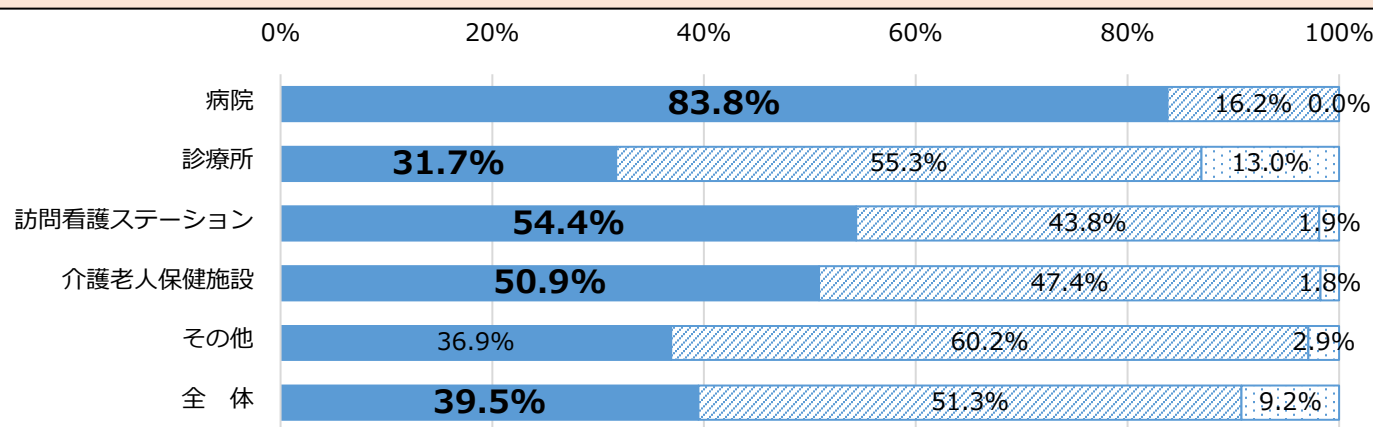
N=1196施設

項目	回答数	%
津市	225	18.8%
四日市市	175	14.6%
鈴鹿市	115	9.6%
伊勢市	107	8.9%
松阪市	102	8.5%
桑名市	82	6.9%
伊賀市	55	4.6%
名張市	51	4.3%
志摩市	40	3.3%
亀山市	29	2.4%
熊野市	23	1.9%
いなべ市	19	1.6%
菰野町	18	1.5%
明和町	17	1.4%
鳥羽市	15	1.3%

項目	回答数	%
南伊勢町	14	1.2%
玉城町	13	1.1%
東員町	13	1.1%
尾鷲市	13	1.1%
紀北町	11	0.9%
多気町	9	0.8%
大台町	9	0.8%
御浜町	7	0.6%
川越町	7	0.6%
大紀町	5	0.4%
木曽岬町	5	0.4%
紀宝町	4	0.3%
朝日町	4	0.3%
度会町	3	0.3%
無回答・無効回答	6	0.5%
総計	1196	

Q. 「特定行為に係る看護師の研修制度」を知っていますか。

×施設種別

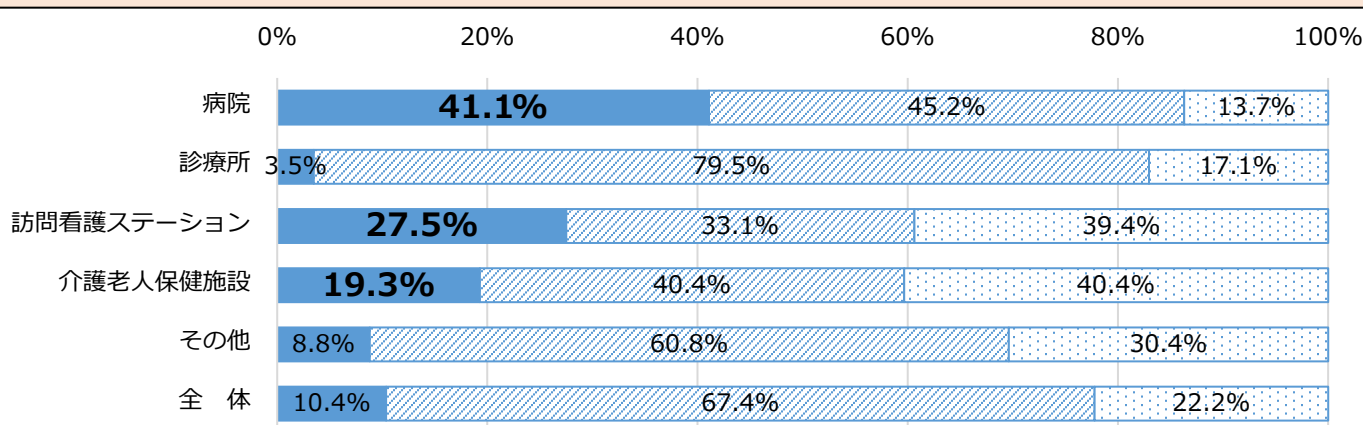


・制度内容の認知状況は
病院では8割を超えるが
全体では4割程度

- 1. 制度の内容を知っている
- ▨ 2. 制度の名称は聞いたことがあるが、具体的な内容は知らない
- ▤ 3. 全く知らない

Q. 貴施設では、特定行為研修修了者を必要としていますか。

×施設種別



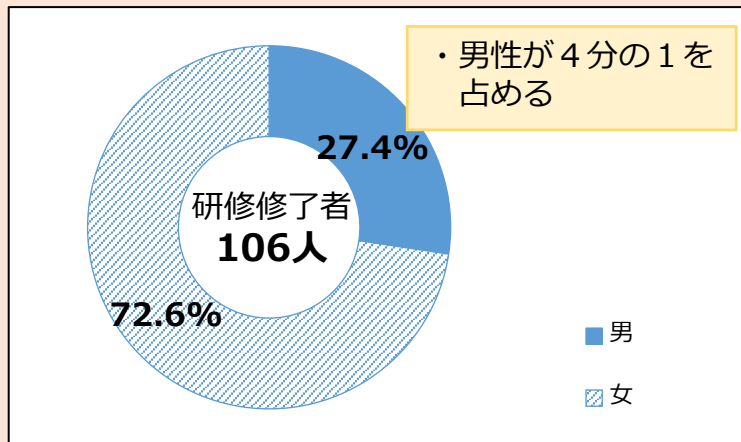
・研修修了者の必要性は
病院では約4割、訪問看護
ステーションでは約3割

- 1. 必要としている
(研修修了者の雇用の有無にかかわらず)
- ▨ 2. 必要とは思わない
- ▤ 3. わからない

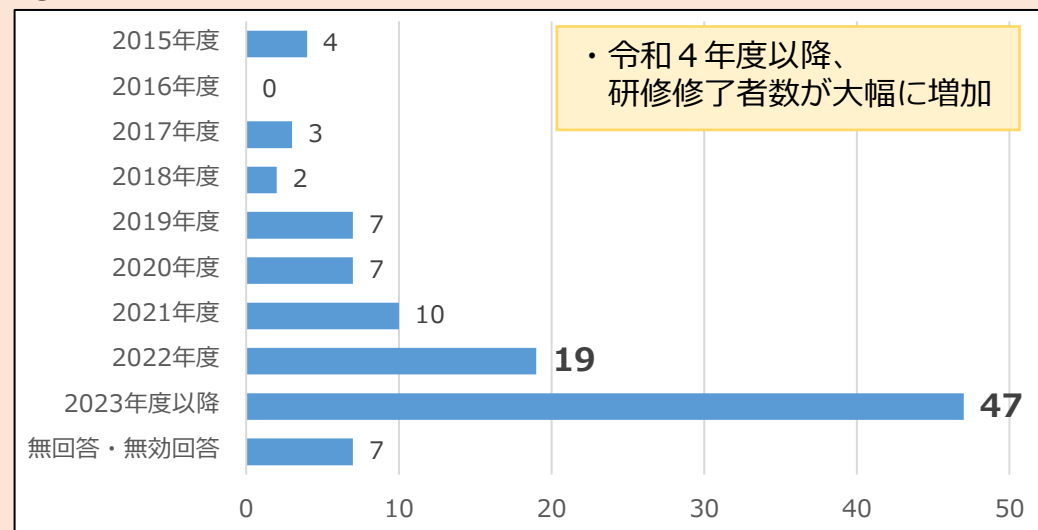
Q. 貴施設では、特定行為研修修了者（認定看護師教育課程（B課程）修了者を含む。）を雇用していますか。

⇒「雇用している」と回答したのは **47施設（3.9%）**

①研修修了者の男女比

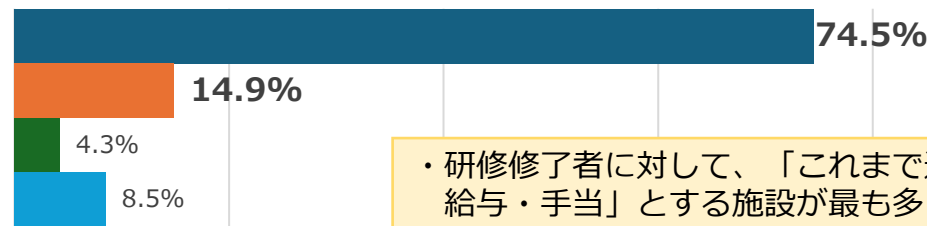


②研修修了者の修了年度（最初に修了した年度）



③研修修了後の処遇 ※複数回答

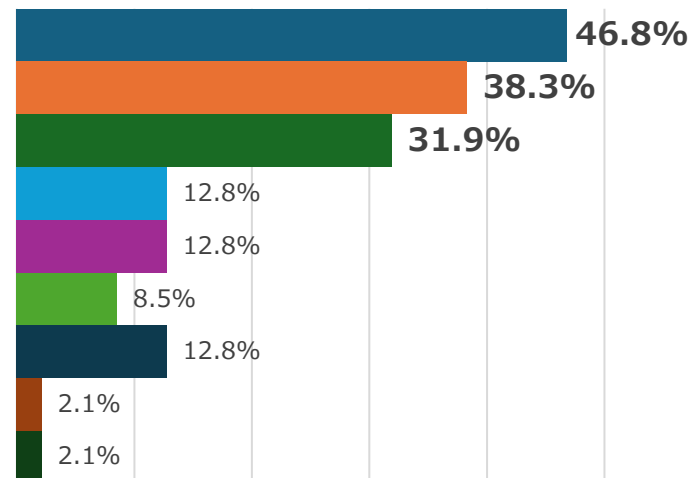
項目	%
1. これまで通りの給与・手当	74.5%
2. 特定行為研修修了による昇給	14.9%
3. 特定行為実施件数に応じた手当の支給	4.3%
4. その他	8.5%



・研修修了者に対して、「これまで通りの給与・手当」とする施設が最も多く、次いで「研修修了による昇給」が多い

④研修修了後、看護実践にどのような変化がありましたか。 ※複数回答

項目	%
1. フィジカルアセスメントを行う視点が広がった	46.8%
2. 医学的な推論や判断が行えるようになった	38.3%
3. 看護師への教育・指導を積極的に行っている	31.9%
4. 看護師以外からの相談に応じることが増えた	12.8%
5. 患者・利用者、家族の心情に一層配慮できるようになった	12.8%
6. 療養上のアドバイスを行うときにデータを活用できるようになった	8.5%
7. 効果を確認できない、わからない	12.8%
8. その他	2.1%
9. 無回答・無効回答	2.1%



⑤研修修了後、医師からどのようなメリットが聞かれましたか ※複数回答

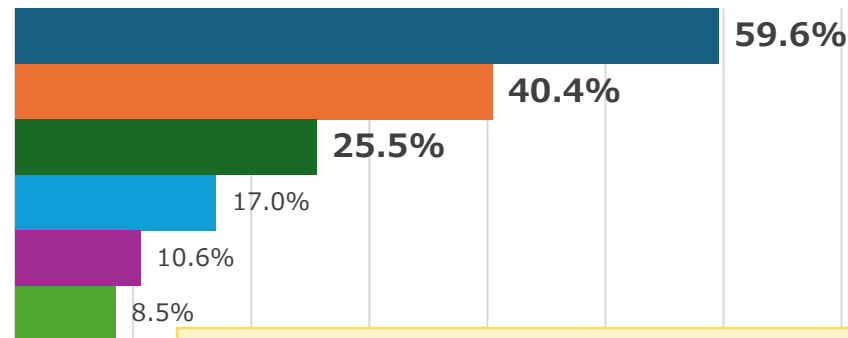
項目	%
1. 特定行為によりタイムリーに適切な医療を提供することができるため、患者の苦痛の軽減や回復の早期化につながる	44.7%
2. 研修修了者は的確なアセスメント結果を適切に言語化して報告するため、医師は患者の状態を把握しやすくなり、業務量が軽減／説明時間が短縮した	34.0%
3. 医師と研修修了者によるダブルチェックが働き、薬剤管理などのヒヤリハットが減少した	6.4%
4. 研修修了者が関わることで手術の回転率が上がった	2.1%
5. その他	6.4%
6. 特になし	38.3%
7. 無回答・無効回答	2.1%

④～⑤：

N = 47施設

⑥特定行為研修修了後に必要な支援は何ですか。 ※複数回答

項目	%
1. 研修修了者の活動の周知	59.6%
2. スキルの維持・向上のための研修・演習	40.4%
3. 研修修了者同士の事例交換会	25.5%
4. 研修修了者の活用等に関する相談体制	17.0%
5. その他	10.6%
6. 特になし	8.5%



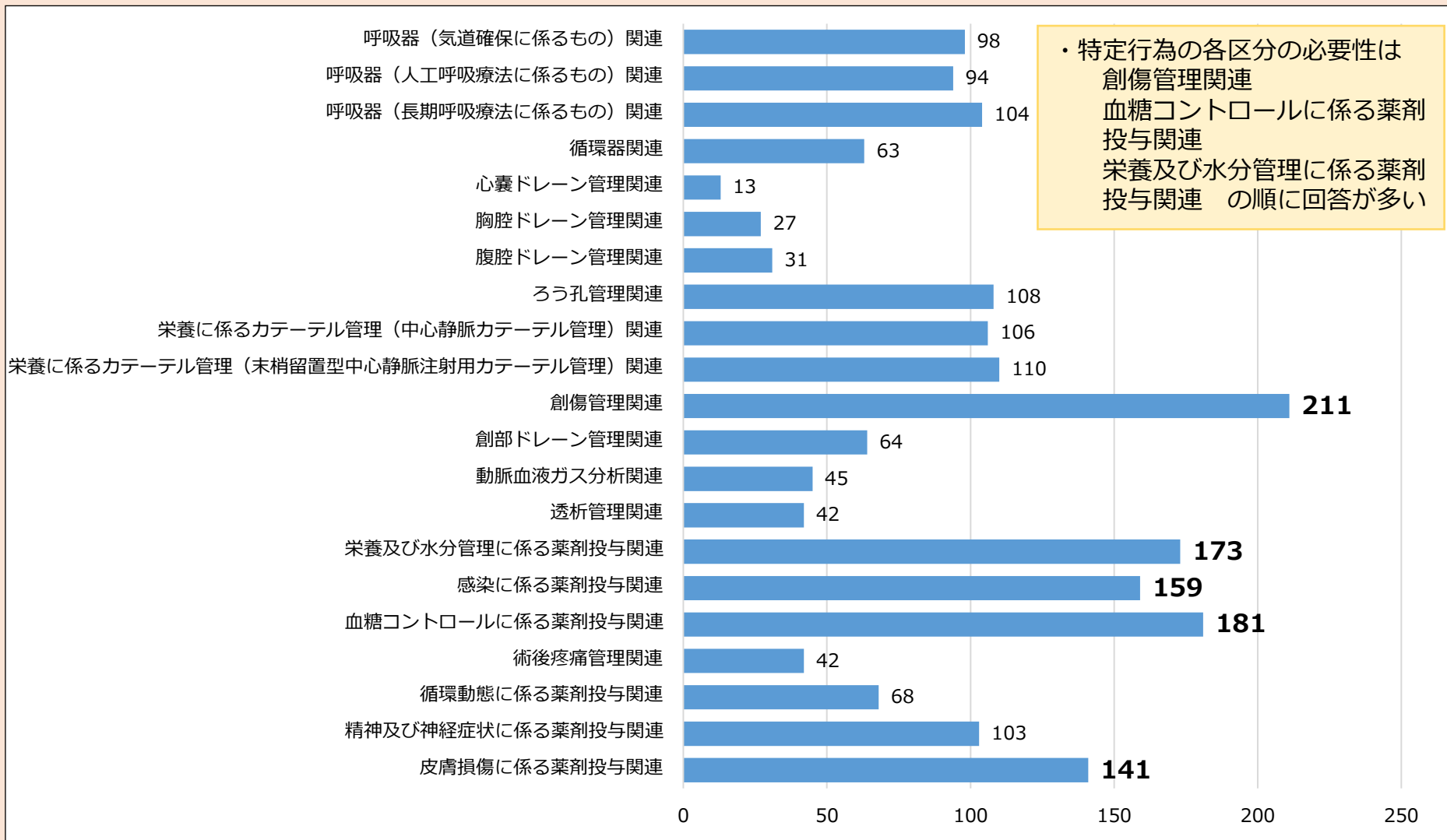
・研修修了後に必要な支援としては
「研修修了者の活動の周知」
「スキルの維持・向上のための研修・演習」
「研修修了者同士の事例交換会」を望む声が多い

（その他内容記載）

- ・安全対策に関するフォローアップ研修
- ・活動プログラムの作成・実施
- ・病院管理者、中間管理職（看護部以外）や医師への周知（制度を含む）

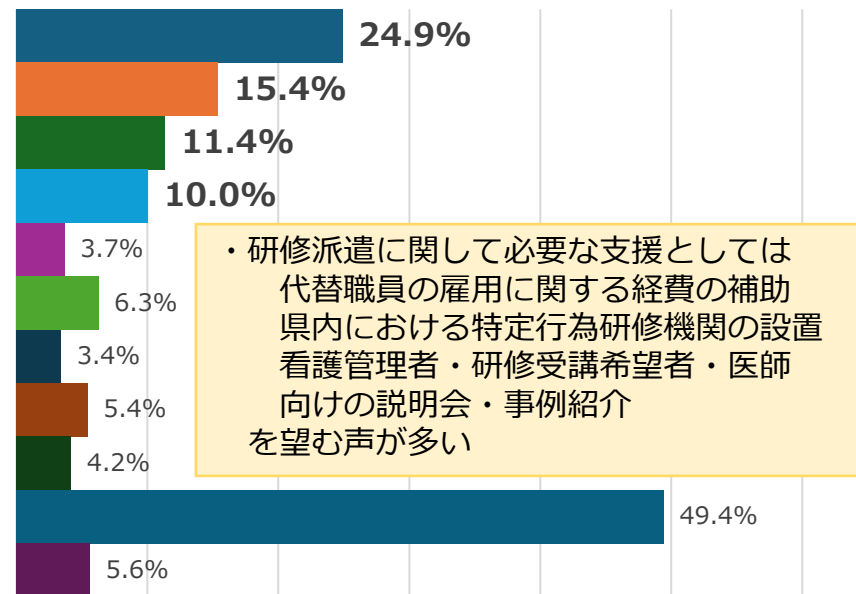
N = 47施設

Q. 貴施設内での特定行為の各区分の必要性を教えてください。



Q. どのような支援があれば、特定行為研修を行う指定研修機関への派遣につながりますか。 ※複数回答

項目	%
1. 代替職員の雇用に要する経費の補助	24.9%
2. 県内における特定行為研修機関の設置	15.4%
3. 看護管理者や研修受講希望者向けの説明会・事例紹介	11.4%
4. 医師の理解を促すための説明会・事例紹介	10.0%
5. 患者・家族の理解促進に向けた活動	3.7%
6. 研修協力施設への運営費の補助	6.3%
7. 研修修了者の活動などに関する相談体制	3.4%
8. 手順書の作成支援	5.4%
9. その他	4.2%
10. 特になし	49.4%
11. 無回答・無効回答	5.6%



（その他内容記載）

- ・人的支援（代替人員の派遣など）
- ・環境整備支援（研修環境の増設など）
- ・「特定行為研修」の内容周知
- ・費用（受講手当、資格手当など）補助
- ・医師との連携（協力）体制強化の支援
- （「特定行為研修」自体がわからない）

Q. 特定行為研修に関する意見・要望はありますか。

N = 1,196施設

- ・特定行為研修に関する知識がないので情報が欲しい
- ・実際にどのように活躍されているか知りたい
- ・人員不足のため、研修の受講不可
- ・費用や日数のことを考えると今のところ研修受講に無理がある
- ・業務に追われている看護師が、余裕を持って未来設計を描けるよう、今の現場を調整するためには他職種の協力が必要

現状・課題

- ・生産年齢人口の減少の中、医師や看護師は充足しているとはいえず、それぞれの能力や専門性を最大限に発揮し、質の高い医療を提供していくことが求められる。
- ・三重県では、指定研修機関や特定行為研修修了者が充足しているとはいえない。とくに在宅医療分野の研修修了者数が少ない。
- ・特定行為研修修了者の活動状況や必要性等について十分に認識されていない。国や県の取組内容を含め、広く情報を発信していくことが求められている。
- ・行政へ求める支援としては、「県内における研修機関の設置」「医師・看護管理者・研修受講希望者向けの説明会・事例紹介」のほか、「受講費の補助」についても要望がある。さらに、研修修了後に求める支援としては「修了者の活動の周知」「スキルの向上のための研修・演習」「研修修了者同士の事例交換会」を望む声が多い。

取組の方向性（案）

- ◆ 特定行為の普及啓発や、研修修了者の活躍促進を図るため、**施設長・看護管理者・研修受講希望者向けの報告会&相談会を実施**するとともに、研修修了者の資質向上、ネットワークの構築のため、**研修修了者向けのブラッシュアップセミナーを開催**する。
- ◆ **受講費の県補助制度の周知**を行う。
- ◆ 研修機関の増加を図るため、**医療機関等に適宜ヒアリング**を行い、**国補助制度等について情報提供**を実施していく。